

令和2年9月30日開催

令和2年度  
燕市農業委員会第6回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第6回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月30日(水曜日)  
午前9時30分～午前10時5分

2. 開催場所 燕市役所 4F 委員会室

3. 出席委員(27名)

1番 金山 吉夫	12番 大久保政博	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	13番 山上 忠	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	14番 中村 幸夫	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	15番 伊藤 均	24番 本井佐登志
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	25番 佐藤 信一
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	26番 遠藤 忠夫
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	27番 三浦 哲郎
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	28番 澤口 義明
11番 早渡 秀夫	20番 明田栄以知	29番 和田 正春

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 5番 佐藤春夫、9番 廣野和夫

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第18号 農地の転用事実に関する照会について

報告第19号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について  
議案第 30 号 空き家に附属した農地の指定申請について  
議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 35 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定  
について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

22 番 山浦 博 23 番 小川 芳秀

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 5 番 佐藤春夫委員、議席番号 9 番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 27 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 6 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 22 山浦博 委員及び</p> <p>議席番号 23 小川芳秀 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第 17 号から第 19 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 17 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>農協転貸 3 件であります。</p> <p>受付番号 42 番 小池字下通の田他、計 5 筆、面積 4,329 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 43 番 柳山字裏畑の田、1 筆、面積 1,021 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 44 番 熊森の田、1 筆、面積 10,000 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 18 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 南七丁目の畑、1 筆、181 m<sup>2</sup>、現況は非農地、公衆用道路、転用許可等の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p>

<p>事務局</p>	<p>受付番号 8 番 白山町三丁目の田、1 筆、5.89 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 9 番 水道町四丁目の田他、計 2 筆、330 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り、令和 2 年 4 月 28 日、農地法第 5 条、宅地造成、原状回復命令の有無は無し、用途地域内であります。</p> <p>続きまして、会長報告第 19 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 2 番 砂子塚字屋敷廻の田 778 m<sup>2</sup>のうち、9.0 m<sup>2</sup>、転用の目的は移動通信用アンテナ柱の新設、そして、同じ地番になりますが、112.68 m<sup>2</sup>が仮設用敷鉄板等による一時転用として、届け出がありました。また地域としては、農振農用地であります。位置図は議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>アンテナ柱の高さは 18.0m、基礎の寸法は、3.0m × 3.0m で 9.0 m<sup>2</sup>が転用面積となります。</p>
<p>事務局</p>	<p>また、事前審査会では、アンテナ柱の新設にあたり、500m以内には「健康被害」の恐れがあるといわれているが、近隣に学校や保育園等はあるのか。学校等には連絡協議はあるのか、併せて、健康被害等についてはどうかとの質問がありました。</p> <p>まず 500m以内には、分水中学校と分水小学校があります。工事の届け出ですが、農地であれば「農業委員会」、農振農用地であれば、「農政課」に届け出し、完成後に農振除外となります。</p> <p>また、審査会の後に、市役所の関連部署に、「届け出」の確認をしましたが、学校・保育園関係の担当課では、アンテナ柱の設置に伴う「届け出」はないとのことでした。</p>
<p>事務局</p>	<p>届け出が確認されたのは「営繕課」で、住宅を建築する場合の建築確認と同様の届け出を受理・審査しています。</p> <p>但し、届け出の対象は「15.0m以上」の構造物であり、今回の砂子塚の工事については、今のところ届け出はされておられません。また避雷針は 15.0mには含まないとのことでありました。</p> <p>審査会でも申し上げましたが、農業委員会の窓口では、法律上、届け出の受理のみであります。窓口では地域の同意・了解についての確認をしますが、土地改良区を含め、「地域等には説明済みである」と口頭での説明を受けている旨の説明をさせていただきました。</p>

	<p>どうしても心配であるという場合は、地域での取り組みが必要である、というお話が事前審査委員会でも出ていたところでもあります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
事務局	<p>議案第29号「農地法第5条の規定による許可処分取消申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第29号「農地法第5条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田下中野字筒免内の畑、1筆、面積738㎡、取消しの理由は、「隣地境界確定に際し、当初予定していた地積の確保が困難となり、分譲区画数が変更になるため」、であります。</p> <p>また。許可番号は、令和2年6月30日、燕農委第15024号で許可となっている案件であります。今回の取消しの申請のあと、再度、計画を策定し、来月10月に改めて転用許可を申請する予定であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る9月23日、第2事前審査委員会が開催されておりますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>9月23日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第2事前審査委員会、委員1名の欠席により13名で審査の結果、「農地法第5条の規定による許可処分取消申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第30号「空き家に附属した農地の指定申請について」を</p>

事務局	<p>議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 30 号「空き家に附属した農地の指定申請について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 長辰字辰ノ口の畑、1 筆、面積 201 m<sup>2</sup>、申請人は記載の通りであります。位置図は議案資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>空き家に附属した農地の指定につきましては、令和 2 年 1 月総会において、「空き家に附属した農地」に限り、新規就農や移住促進を目的として、下限面積を 0.1 アールまで引き下げる旨の議決をいただいております。</p> <p>また、取扱規定として、「空き家と農地の取得者は同じ者であること」「空き家に接続している農地」「空き家から概ね 200m 程度までの徒歩圏の農地、「すでに山林化している農地等は含まない」ことなどを定めています。</p> <p>今回の指定農地につきましては、地区担当の委員と事務局で現地を確認いたしました。現地は空き家から 120 m の距離で、畑はきれいに整地・除草されておりました。すぐに耕作可能な状態となっており、指定農地とすることに、特に問題はない、と判断されるところであります。</p> <p>そして、本日、空き家に附属した農地に指定された場合は、集積計画と同様に、告示した後に「別段の面積」として効力をもちます。但し、空き家と一緒に農地を取得されなかった場合は、指定が外れ「一般の農地」として取り扱うこととなります。</p> <p>また、審査会では、申請者の年齢と空き家は売れたのか、との質問がありました。</p> <p>申請者は、市内に住む 50 代の相続人、空き家についてはまだ売れていません。空き家の附属する農地として承認された場合に、空き家とセットで燕市のホームページに掲載され、買い手を募集することとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 9 月 23 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「空き家に附属した農地の指定申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 22 番 佐渡山字諏訪腰の畑、1 筆、面積 31 m<sup>2</sup>、契約内容は 売買、対価は〇円、位置図は議案資料 2 頁をご覧ください。申請地は、譲受人の地先の農地であります。</p> <p>受付番号 23 番 熊森字割前の田他、計 10 筆、面積 12, 221. 25 m<sup>2</sup>、契約内容は親子間の使用貸借、再設定であります。経営者の変更はありませんので、位置図はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 9 月 23 日、第 2 事前審査委員会が開催されておりますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地法 3 条の規定による許可申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であり</p>



	<p>ます。</p> <p>受付番号 5 番 水道町四丁目の田、1 筆、面積 245 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 (7 台)、令和 3 年 3 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 3~4 頁をご覧ください。申請人が経営する介護施設 (ディサービスセンター) の職員駐車場として利用するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 9 月 23 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地法第 4 条申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 44 番 東太田字上筒丸<sup>かみどまる</sup>の田、計 2 筆、面積 424 m<sup>2</sup>、転用目的は宅地分譲 (2 区画)、契約内容は売買。令和 2 年 11 月 15 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 5~6 頁をご覧ください。事業拡大のため、宅地分譲をおこなうものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると</p>

判断されるところであります。

受付番号 45 番 水道町三丁目の田、計 3 筆、面積 283.77 m<sup>2</sup>、転用目的は露天駐車場（7 台）、契約内容は売買。令和 2 年 10 月 31 日完工予定。

位置図、土地利用計画図は議案資料 7～8 頁をご覧ください。経営する店舗の敷地が狭いため、近隣に駐車場（7 台）を造成するものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。

受付番号 46 番 南六丁目の畑、計 2 筆、面積 470 m<sup>2</sup>、転用目的は貸駐車場（8 台）、契約内容は売買。令和 2 年 12 月 15 日完工予定。

位置図、土地利用計画図は議案資料 9～10 頁をご覧ください。貸駐車場（8 台）を整備し、経営の安定を図るものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。

受付番号 47 番 南五丁目の畑、1 筆、面積 385 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借。令和 3 年 3 月 31 日完工予定。

位置図、土地利用計画図は議案資料 11～12 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になったため、自用住宅を建築するものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。

受付番号 48 番 水道町四丁目の田、計 4 筆、面積 3,131 m<sup>2</sup>、転用目的は商業用施設（貸店舗 1 棟）契約内容は売買。令和 3 年 3 月 31 日完工予定。

位置図、土地利用計画図は議案資料 13～14 頁をご覧ください。併せて、新型コロナウイルス感染防止のため、現地確認を事前協議会のメンバーで実施いたしました

それでは転用の目的ですが、会社の事業目的達成のため、貸店舗を建築するものであります。現在の計画ではドラックストアの計画であります。

申請地は、宅地に囲まれた住宅地の中の農地で、排

	<p>水路等もすでに整備されており、周囲に影響を及ぼす心配がないこと。併せて、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る9月23日、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>今月は、3,000㎡を超える申請1件がありましたが、マイクロバスの使用が難しいため、9月16日の第2事前協議会の審査後に、会長と正副審査委員長で現地を確認し、事務局より説明を受けました。事務局の説明のとおり、宅地に囲まれていることから、周囲への影響はないと思われます。</p> <p>審査の結果、農地法第5条申請5件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第34号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第34号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p> <p>それでは、所有権移転になります。</p> <p>受付番号13番 笈ヶ島字笈掛石の田、1筆、面積1,014㎡、対価は〇円。引渡し時期は令和2年10月30日。位置図、土地利用計画図は、議案資料15頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る9月23日、第</p>

<p>土田委員長</p>	<p>2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転 1 件、異議がなかった事を報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第 35 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 35 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の 13 頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 35 番 高木の田他、計 4 筆、面積 26,093 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 12 年 11 月 30 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>続いて、同じく 10 年の集積計画であります。終期が 12 月となっているものであります。議案の 14 頁になります。</p> <p>受付番号 41 番 東太田字阿根の田他、計 20 筆、面積 14,195 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、配分計画であります。15 頁をご覧ください。</p> <p>10 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 24 番 高木の田他、計 2 筆、面積 14,801 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 11 月 30 日までの 10 年であります。以下お読み取りください。</p> <p>続いて、議案 16 頁をご覧ください。</p>

	<p>同じく 10 年の配分計画であります、終期が 12 月となっているものであります。</p> <p>受付番号 28 番 東太田字阿根の田他、計 20 筆、面積 14,195 m<sup>2</sup>、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>以下、お読み取りください。</p> <p>また、関係委員の案件はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 9 月 23 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 7 件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画 5 件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 30 号の空き家に附属する農地、及び議案第 34 号、議案 35 号の案件につきましては、10 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 10 時 5 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月30日

総会議長 本井作登志

---

議事録署名委員 山浦 博

---

○ 議事録署名委員 小川 芳秀

---